

平成二十一年五月二十七日提出
質問第四五七号

検察官等による犯罪行為の発生件数等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

検察官等による犯罪行為の発生件数等に関する再質問主意書

本年五月十四日、さいたま地方検察庁刑事部の検事が、JR埼京線の電車内で女性に対して痴漢行為を行ったとして、警視庁板橋署により東京都迷惑防止条例違反（痴漢）容疑で現行犯逮捕されるという事件が発生した。右に関連し、前回質問主意書で、右の事件と同様の、現職の検察官、または検察事務官（以下、「検察官等」という。）による痴漢事件、他に盗撮や児童買春等、公序良俗に反する破廉恥事件（以下、「破廉恥事件」という。）は、過去五年間に何件発生しているか、また、「検察官等」による飲酒運転や交通事故等、自動車等の運転に関連する事故（以下、「飲酒運転等の交通事故」という。）は過去五年間に何件発生しているかと問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一七一第四一三号）では、「破廉恥事件」に関して、強制わいせつ事件が二件、強姦未遂事件が一件、東京都の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反事件及びこれと同様の他の地方公共団体の条例違反事件が四件、「飲酒運転等の交通事故」に関しては、酒気帯び運転事件が五件、自動車等の運転を伴い事故を起こした事件が百七十四件、それぞれ発生していることが明らかにされている。右を踏まえ、再質問する。

一 「破廉恥事件」が発生した日にちをそれぞれ明らかにされたい。

二 「破廉恥事件」を起こした「検察官等」の氏名及び当時の官職、また在職中の者については現在の官職も含めて、それぞれ明らかにされたい。

三 「破廉恥事件」を起こした「検察官等」に対する処分について、「前回答弁書」ではいずれも免職または減給の懲戒処分が下されていることが明らかにされているが、どの「検察官等」に対して右の処分のうちどれが下されているのか、また減給に関しては何ヶ月にわたりどれだけの減給がなされたのかも含め、その詳細を明らかにされたい。

四 「飲酒運転等の交通事故」が発生した日にちをそれぞれ明らかにされたい。

五 「飲酒運転等の交通事故」を起こした「検察官等」の氏名及び当時の官職、また在職中の者については現在の官職も含めて、それぞれ明らかにされたい。

六 「飲酒運転等の交通事故」を起こした「検察官等」に対する処分について、「前回答弁書」では十二名の者に対し、停職、減給または戒告の懲戒処分が下されていることが明らかにされているが、どの「検察官等」に対して右の処分のうちどれが下されているのか、また停職、減給に関しては何ヶ月にわたり停職させ、またどれだけの減給がなされたのかも含め、その詳細を明らかにされたい。

七 検察庁における「検察官等」による「破廉恥事件」や「飲酒運転等の交通事故」の発生を防止するための対策について、「前回答弁書」では「検察庁においては、各種の会同や研修等の際に、綱紀の保持に努めるよう指導するなどしているものと承知している。」との答弁がなされている。前文で挙げた「破廉恥事件」や「飲酒運転等の交通事故」の発生状況を見て、右答弁にある検察庁の対策は十分な効果を上げていると言えるか。政府、特に法務省の見解如何。

右質問する。